

2 控訴費用は第1審原告の負担とする。

### 事 実 及 び 理 由

(以下、略語は原判決の例による。)

#### 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 警視総監が平成27年2月25日付けで第1審原告に対してした「1966年に日本武道館で行われたビートルズ日本公演に関し、警視庁警備部が撮影したフィルム」(本件対象公文書)に係る一部開示決定(本件決定)のうち、「ビートルズ来日公演前後の日本武道館内外及び宿泊先から空港までの全般において特定の個人を識別することができる容貌が記録された部分(ただし、ビートルズの容貌を除く。)」(本件不開示部分)を不開示とした部分を取り消す。
- 3 警視総監は、第1審原告に対し、本件不開示部分を開示する旨の決定をせよ。

#### 第2 事案の概要

- 1 本件は、警視庁保管の1966年ビートルズ来日を記録した映像フィルムの開示請求について、容貌部分(ビートルズを除く個人が識別可能なもの)を不開示とした行政処分の効力が争われる事案である。

原判決は、本件訴えのうち、本件不開示部分を不開示とした処分の取消しを求める部分を棄却し、本件不開示部分の開示の義務付けを求める部分を却下した。

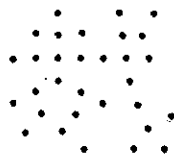
第1審原告は、これを全部不服として控訴した。

- 2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、原判決「事実及び理由」中の第2の1から3までに記載のとおりであるから、これを引用する。

#### 第3 当裁判所の判断

- 1 本件決定は、開示請求があった警視庁保管の映像の尺の全部を、全編にわたり基本的には開示し、映像中の人間(ビートルズのメンバーを除く。)の顔(容貌)の部分だけを不開示としたものである。

すなわち、開示請求があった警視庁保管の映像の尺のうち、本件決定により全



面的に開示されない結果となる映像の尺（時間帯）は存在しない。本件決定によれば、映像の尺は全編にわたって公開されるが、映像に加工が施されて、画像の一部（個人の容貌）が非公開となる。近時においては、ビートルズ来日当時と異なり、道路や公園など公衆の通行等の用に供される場所を撮影対象とする民間の報道映像について、一般公衆の容貌が特定できないように映像を加工して放映する措置もとられている。スポーツや音楽等のイベント会場についても、チケット販売時等における観衆映像の放映使用の予告等がない場合には、同様の措置がとられることがある。本件決定は、結果的には、最近の民間報道等における容貌不特定措置と同様の措置を、開示請求があった映像について施すものである。

2 争点(1)（本件不開示部分の個人識別情報該当性）について検討する。

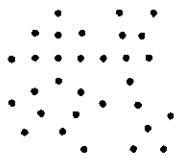
証拠（乙1, 8, 9）及び弁論の全趣旨によれば、本件対象公文書に記録されている映像中の個人の容貌は、個人の識別が可能な程度に鮮明なものであることが認められる。そうすると、当該映像中の個人の容貌は、約50年前に撮影されたものであることを考慮に入れても、本件条例7条2号の「個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの」に該当することが明らかである。

以上によれば、本件不開示部分（原判決2頁10行目参照）は、個人識別情報（原判決3頁2行目参照）に該当する。

3 争点(2)（本件不開示部分の本件条例7条2号イ該当性）について検討する。

(1) 本件不開示部分（原判決2頁10行目参照）が、本件条例7条2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するかどうかについて検討する。

「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りると解される。なお、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

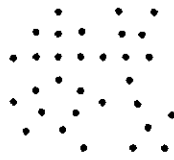


また、本件条例7条2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、実施機関が保有する公文書中の情報であって、当該公文書中の情報又は実施機関が保有する別の公文書中の同種的情報を公にすることが事実上の慣習とされて確立されているものをいう。

5 (2) 第1審原告は、ビートルズ日本公演の際の諸記録は、広く報道され、商品化や歴史的研究の対象とされ、公にされていることから、本件不開示部分は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。

10 本件条例7条2号イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、実施機関が保有する公文書中の情報であって、当該公文書中の情報又は実施機関が保有する別の公文書中の同種的情報を公にすることが事実上の慣習とされて確立されているものをいう。ところで、第1審原告主張の諸記録は、民間の記録にすぎないものである。また、民間の報道フィルム、記録映画、新聞記事、雑誌記事等においてビートルズ来日時  
15 の公衆や観衆の容貌（個人識別情報）が公にされているからといって、公文書記録中のビートルズ来日時  
の公衆や観衆の容貌（個人識別情報）を公にし、又は公にすることを予定するという事実上の慣習が生じるわけではない。そうすると、民間においてビートルズ来日時の公衆や観衆の容貌（個人識別情報）が公にされていることが、本件条例の解釈上、警視庁保管の映像中の公衆や観衆の容貌情報が、慣  
20 行として公にされ、又は公にすることが予定されていることの根拠となるものではない。

25 なお、民間の諸記録中において容貌が公にされている個人は、警視庁保管の映像中の個人（容貌により個人識別可能なもの）と同一人物ではない。少なくとも、その可能性が非常に高い。そうすると、民間諸記録中の個人の容貌情報が公にされていたとしても、警視庁保管の映像中の別の個人の容貌情報は公にされていないという観点からも、当該情報が慣行として公にされ、又は公にす

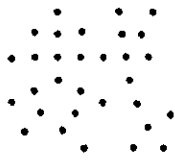


ることが予定されているものに当たるとはいえない。

5 (3) 第1審原告は、本件対象公文書が映画会社に提供されて記録映画として商品化されたこと、警視庁が本件対象公文書の一般向け提供を検討しているという報道があることによれば、本件不開示部分は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当すると主張する。

10 しかしながら、警視庁において本件不開示部分を個人（ビートルズを除く。）が特定できる状態で一般に公開するための措置（映画会社などの民間への提供を含む。）が過去に現実にとられたこと、又は将来そのような措置がとられる予定があることを認めるに足りる証拠はない。警視庁が本件対象公文書を自ら、又は民間に提供して活用する場合には、本件不開示部分については個人（ビートルズを除く。）の容貌が特定できないような措置をとった上での活用しか予定されていないことは、証拠（甲4、乙5、7から9まで）及び弁論の全趣旨から明らかである。すなわち、前掲各証拠によれば、警視庁は本件対象公文書を映画会社に貸与し、その一部が記録映画に使用されているが、映画製作以外には使用せず、個人が特定できる映像部分は使用しないという内容の借用書及び誓約書を徴した上で実行されたものである。そして、記録映画中において、ビートルズ以外の個人（容貌により個人識別可能なもの）の映像は、容貌に映像加工が施されて個人の特定は不可能な状態になっているのである（乙8、9、弁論の全趣旨）。

15 20 なお、行政処分の違法性判断は処分時（本件においては、本件決定があった平成27年2月25日）を基準とすべきである。ところで、証拠（甲4、乙5、7から9まで）によれば、第1審原告主張の警視庁による映画会社への現実の提供や一般向け提供の検討の事実があった時期は、本件決定があった平成27年2月25日より後であると認められる。そうすると、前記第1審原告主張事  
25 実は、本件不開示部分が、本件処分があった平成27年2月25日の時点において「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当



することを基礎付けるものではない。この観点からも、第1審原告の主張は採用できない。

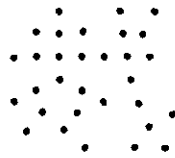
以上によれば、第1審原告主張の映画会社への現実の提供や一般向け提供の検討の事実から、本件不開示部分が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当するとはいえない。

5 (4) 第1審原告は、本件不開示部分のうち警察官の容貌は、不開示とすることは許されない旨を主張する。

10 本件条例7条2号ハは、「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を非開示情報から除外する旨定めている。そこで検討するのに、本件条例7条2号ハにおいて非開示情報から除外されるのが「職」及び「職務遂行の内容に係る部分」のみであって、「氏名」は除外されていないことに鑑みると、警察官の容貌も非開示情報から除外されていないものと解するのが常識的である。なお、慣行として氏名を公にすることが予定されている警察官については、本件条例7条2号イの規定の趣旨から、容貌を公開することも考えられるが、弁論の全趣旨によれば、警視庁保管の映像中には慣行として氏名を公にすることが予定されている警察官は存在しないものと認められる。また、上記の「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその担任する職務を遂行する場合における情報を意味するものであるところ、警察職員の容貌がこれに該当するとはいえない。よって第1審原告の主張を採用することはできない。

15 4 以上の説示によれば、本件決定のうち本件不開示部分を不開示とした点に違法はないから、当該部分の取消請求は棄却されるべきである。また、本件訴えのうち本件不開示部分の開示の義務付けを求める部分は、行政事件訴訟法37条の3第1項2号の要件を欠くから、不適法な訴えとして却下されるべきである。

25 5 よって、原判決の結論は正当であり、本件控訴は理由がないから、主文のとおり



り判決する。

東京高等裁判所第11民事部

5

裁判長裁判官

野山 宏

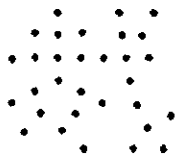
裁判官

橋本英史 

10

裁判官

吉田 采 



これは正本である。

平成30年5月23日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 坂本尚之

